

宅地造成等規制法施行細則及び静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月24日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第46号

宅地造成等規制法施行細則及び静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則
(宅地造成等規制法施行細則の一部改正)

第1条 宅地造成等規制法施行細則(昭和39年静岡県規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>宅地造成等規制法施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この細則は、<u>宅地造成等規制法</u>(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、<u>宅地造成等規制法施行令</u>(昭和37年政令第16号。以下「令」という。)<u>及び宅地造成等規制法施行規則</u>(昭和37年建設省令第3号。以下「規則」という。)の施行に関し、<u>必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(<u>証明書の様式</u>)</p> <p>第2条 <u>法第6条第1項及び第2項の証明書の様式は、様式第1号とする。</u></p> <p><u>2 法第6条第2項の知事の許可証の様式は、様式第2号とする。</u></p> <p>(<u>許可申請書の添付書類</u>)</p> <p>第3条 <u>法第8条第1項本文の許可を受けようとする者は、当該工事を施行する土地が他人の所有に係る場合は、許可申請書に当該土地所有者が作成した様式第3号による工事承諾書を添付しなければならない。</u></p> <p>(<u>協議の申出</u>)</p> <p>第4条 <u>法第11条の規定により、国又は都道府県が、協議を申し出ようとするときは、規則第4条及び前条の規定を準用する。</u></p> <p>(<u>宅地造成工事変更許可申請書等</u>)</p> <p>第5条 <u>法第12条第1項の許可の申請は、様式</u></p>	<p><u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則</u> (趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(<u>身分証明書の様式</u>)</p> <p>第2条 <u>法第7条第1項及び第2項の身分を示す証明書の様式は、別記様式によるものとする。</u></p>

第4号による宅地造成工事変更許可申請書によるものとする。

2 法第12条第2項の規定による届出は、様式第5号による宅地造成工事変更届によるものとする。

(工事の一部検査)

第6条 知事は、法第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可に係る工事又は同条第2項の規定による届出に係る工事（以下これらを「工事」という。）の一部が完了した場合であって、その完了した部分に係る宅地が独立して使用に供し得るものであり、かつ、当該宅地を他の部分と分割して使用に供することが災害の防止上支障がないと認めるときは、法第8条第1項本文若しくは第12条第1項の許可を受け、又は同条第2項の規定による届出をした造成主（以下「許可等に係る造成主」という。）の申請により、当該工事の一部について、法第13条第1項の検査を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により検査を行った場合において、当該工事の一部が法第9条第1項の規定に適合していると認めるときは、当該工事の一部について法第13条第2項の検査済証を許可等に係る造成主に交付するものとする。

(地位の承継)

第7条 工事を施行する土地について権原を有している者が許可等に係る造成主である場合において、当該権原を取得した者がいるときは、当該権原を取得した者は、その許可等に係る造成主の地位を承継する。

(届出)

第8条 次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の右欄に掲げる届書を、速やかに、知事に提

出しなければならない。

<u>工事を中止し、若しくは中止した工事を再開し、又は工事を廃止しようとする場合</u>	<u>許可等に 係る造成 主</u>	<u>様式第6 号による工 事中止 (再開、 廃止)届</u>
<u>法第15条第1項の規定による届出に係る事項を変更しようとする場合</u>	<u>法第15条 第1項の 規定によ る届出を した造成 主</u>	<u>規則様式 第5に準 じて作成 した届出 事項変更 届</u>
<u>法第15条第2項の規定による届出に係る事項を変更しようとする場合</u>	<u>法第15条 第2項の 規定によ る届出を した者</u>	<u>規則様式 第6に準 じて作成 した届出 事項変更 届</u>

(標識の掲示)

第9条 許可等に係る造成主は、当該工事の着手の日から完了の日まで工事現場の見やすい場所に、様式第8号による標識を掲示しなければならない。

(技術的基準の特例)

第10条 令第15条第1項の規定により、災害の防止上支障がないと認められる土地においては、知事が災害の防止上適当と認めるものの設置をもって令第6条第1項第1号の規定による擁壁の設置及び崖面の被覆に代えることができる。

2 令第15条第2項の規定による技術的基準の強化又は付加は次のとおりとする。

(1) 谷筋等の傾斜地において災害の発生をもたらすおそれのある盛土は避けること。ただし、やむを得ず盛土を行う場合は、知事

が適当と認める災害防止施設を設置すること。

(2) 令第13条第3号の規定による管渠^{きよ}の勾配及び断面積を決定する場合における計画流水量の算定は、次に定める数値を用いて行うこと。

ア 工事を施行する土地の近傍雨量観測所における30年確率10分間降雨量とする。

イ 流出係数は、0.9とする。

(工事の計画に関する書面の交付の請求)

第11条 規則第30条に規定する書面の交付を請求しようとする者は、様式第9号による宅地造成工事計画に関する証明書交付請求書を知事に提出しなければならない。

(申請書等の提出)

第12条 法、令、規則又はこの細則の規定に基づき、知事に提出する書類は、正本1通及び副本3通とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。
様式第1号を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

（第1面）

第 号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書	
職 名	写 真
氏 名	
生年月日 年 月 日生	
年 月 日交付	
年 月 日限り有効	
印	

（第2面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- （備考）
- この証明書は、用紙1枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第2面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 裏面には、参照条文を記載することができる。

様式第2号から様式第9号までを削る。

(静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則(令和4年静岡県規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(条例第14条第1項第1号オの規則で定める法令又は条例)</p> <p>第9条 条例第14条第1項第1号オの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令又は条例とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宅地造成等規制法</u>(昭和36年法律第191号)</p> <p>(4)～(23) (略)</p> <p>(条例第14条第2項に規定する規則で定める行為)</p> <p>第12条 条例第14条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する行為</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 盛土等によって生ずる高さが1メートルを超える崖(<u>宅地造成等規制法施行令</u>(昭和37年政令第16号)第1条第2項に規定する崖をいう。以下同じ。)の崖面(同項に規定する崖面をいう。以下同じ。)は、擁壁で覆われていること。</p> <p>6～15 (略)</p>	<p>(条例第14条第1項第1号オの規則で定める法令又は条例)</p> <p>第9条 条例第14条第1項第1号オの規則で定める法令又は条例は、次に掲げる法令又は条例とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>(昭和36年法律第191号)</p> <p>(4)～(23) (略)</p> <p>(条例第14条第2項に規定する規則で定める行為)</p> <p>第12条 条例第14条第2項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>別表第2 (略)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 盛土等によって生ずる高さが1メートルを超える崖(<u>宅地造成及び特定盛土等規制法施行令</u>(昭和37年政令第16号)第1条第1項に規定する崖をいう。以下同じ。)の崖面(同項に規定する崖面をいう。以下同じ。)は、擁壁で覆われていること。</p> <p>6～15 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- この規則は、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「改正法」という。)の施行の日(令和5年5月26日)から施行する。

(静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第8条第1項(改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可を要する行為に係る第2条の規定による改正前の静岡県盛土等の規制に関する条例施行規則第12条第4号の規定の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正)

3 地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則(令和4年静岡県規則第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(8) (略) <u>(9) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第4条第1項、第5条第1項及び第18条第1項</u> (10)～(36) (略)	次に掲げる法律、条例及び規則(以下これらを「法令」という。)の規定に基づく立入検査等の際に職員が携帯するその身分を示す証明書は、他の規則の規定にかかわらず、別記様式によることができる。 (1)～(8) (略) <u>(9) 削除</u> (10)～(36) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

4 改正法附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた前項の規定による改正前の地方自治法等の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する規則第9号に掲げる規定に基づく立入検査については、なお従前の例による。